

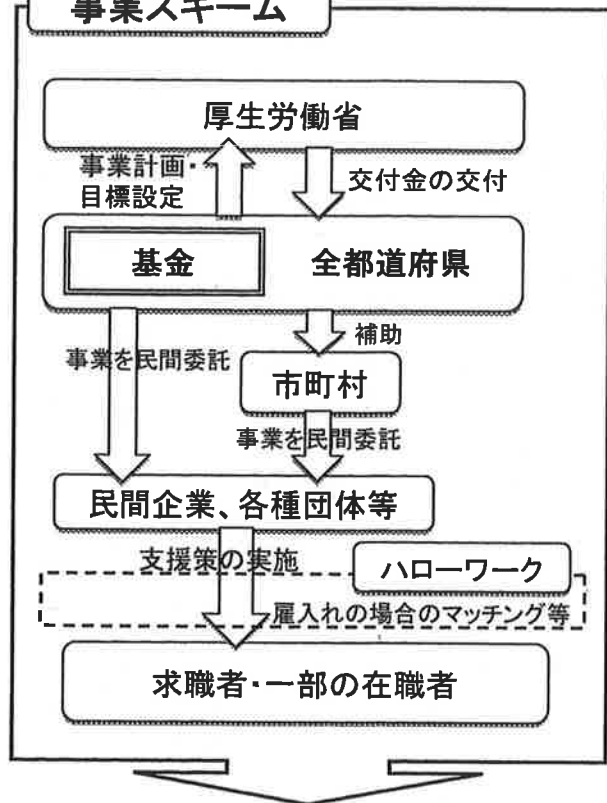
# 地域人づくり事業の概要

平成25年度補正予算案  
1.020億円

## 趣旨

- 地域経済を活性化し、「日本再興戦略」による経済成長を確実なものとするために、地域において、産業や社会情勢等の実情に応じた多様な「人づくり」により、若者や女性、高齢者等の潜在力を引き出し、雇用の拡大など「全員参加」を可能とする環境を整備するとともに、賃金の上昇や、家計所得の増大等処遇改善に向けた取組を推進。
- 都道府県に造成している基金を積み増し、「地域人づくり事業」を創設し、民間企業等の活力を用い、雇用の拡大及び処遇の改善に取り組む。

## 事業スキーム



## 概要

- 事業期間は、事業開始（平成25年度補正予算成立）から、平成26年度末まで。（ただし、平成26年度までに開始した事業は平成27年度末まで。）
- 都道府県は、予め雇用拡大及び処遇改善に関する事業の到達目標を立て、その進捗を管理することが必要。

## 事業内容

地域のニーズに応じて、以下の雇用対策事業を計画・実施。受託事業主は、予め計画を立てて取り組むことが必要。

### 雇用拡大プロセス

…失業者（無業者）の就職に向けた支援

（例）

#### 【雇入れを伴うもの】

- ① 未就職卒業生・出産により離職した女性を雇い入れての座学研修・企業実習／
- ② 高齢者等を雇い入れての介護補助事業 等（支弁費用）人件費、研修費、企業実習受入経費

#### 【雇入れを伴わないもの】

- ③ 人手不足分野のミスマッチ解消のための合同採用説明会／
- ④ 中小企業の情報発信／
- ⑤ 地域の実情に応じた就職支援セミナー
- ⑥ 生涯現役社会実現に向けた高齢者就業 機会の掘り起こしとマッチング 等

（支弁費用）説明会経費、情報発信費、セミナー経費等

### 処遇改善プロセス

…在職者に対する処遇改善に向けた支援

（例）

- ① 【定着支援】に向けたメンタルトレーニング（若手社員向け）・雇用管理研修（管理者向け）／
- ② 非正規雇用労働者の【正社員化】に向けた生産性拡大に関するコンサルティング／
- ③ 【賃金上昇】を目的とした、海外販路拡大・グローバル人材育成のための国内外派遣 等（支弁費用）研修費（講師謝金、アドバイス費用） 等

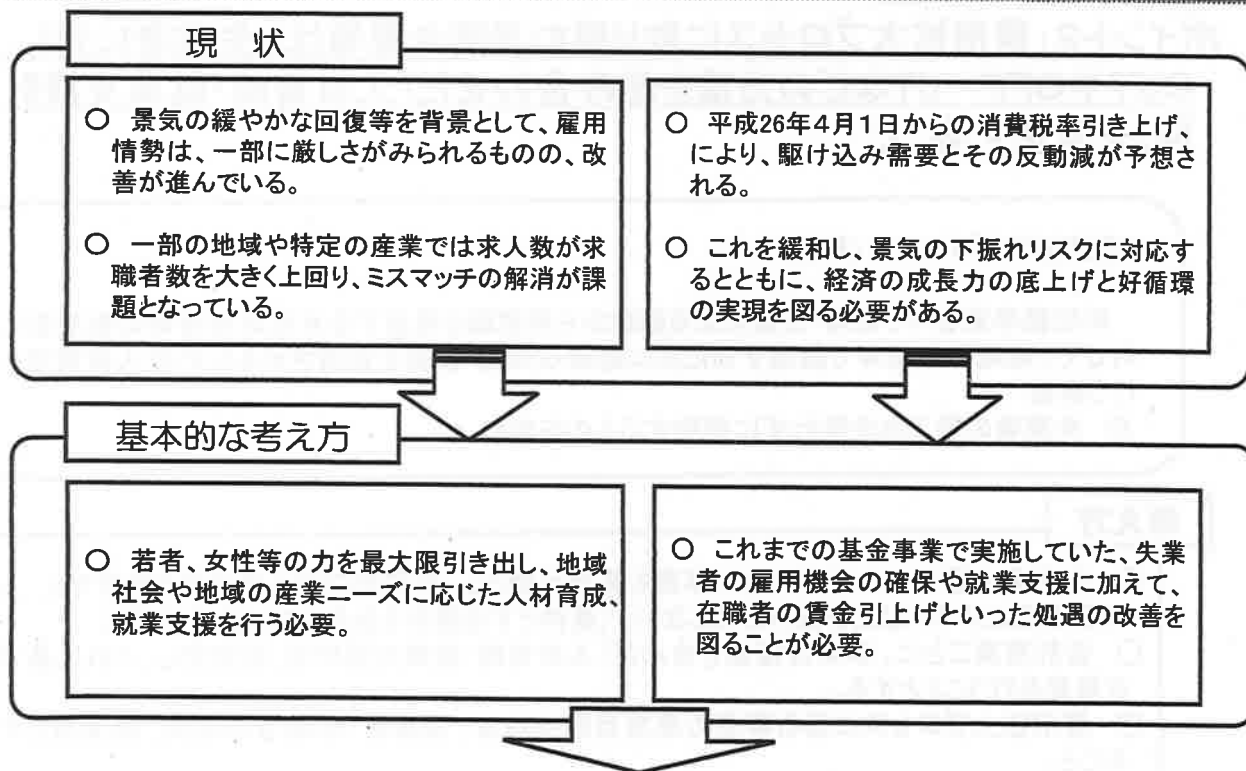
※ 実施都道府県は、両プロセスの実施が必要。

地域の多様な「人づくり」を通じた  
雇用拡大・賃上げ促進

# 地域人づくり事業のポイントについて

(注)平成25年度補正予算案の段階のものであり、今後の国会審議等により内容に変更が生じる場合があります。

## 「地域人づくり事業」の基本的な考え方



**民間活力を用いた、地域の実情に応じた、  
創意工夫を活かした多様な「人づくり」の推進**

**ポイント1: 地域人づくり事業を実施する都道府県は、雇用拡大プロセスおよび処遇改善プロセスをいずれも実施すること**

**地域人づくり事業**

**<雇用拡大プロセス>**

未就職卒業者や、結婚・出産による離職から再就職を希望する女性求職者等の失業者に対して、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業

※ 失業者の雇入れを伴わずに実施するものを含む。

**<処遇改善プロセス>**

非正規労働者の正社員化や販路拡大等の事業者の取り組みを支援することにより、在職者の賃金引上げ等の処遇改善を図る事業

**考え方**

- 都道府県は、雇用拡大プロセス、処遇改善プロセスに係る事業を必ず両方実施しなければならない。
- 地域人づくり事業は、雇用拡大プロセスと、処遇改善プロセスを車の両輪として実施するものであり、どちらかの片方のプロセスに著しく偏った事業計画とならないようにすること。
- ※ 雇用拡大プロセス、処遇改善プロセスを一つの委託事業の中で同時に実施することを求めるものではない。

**雇用拡大プロセス**

**ポイント2: 雇用拡大プロセスに取り組む民間企業等は、失業者に対し、OJTやOFF-JTなどの方法を組み合わせた「人材育成・就業支援計画」を策定すること**

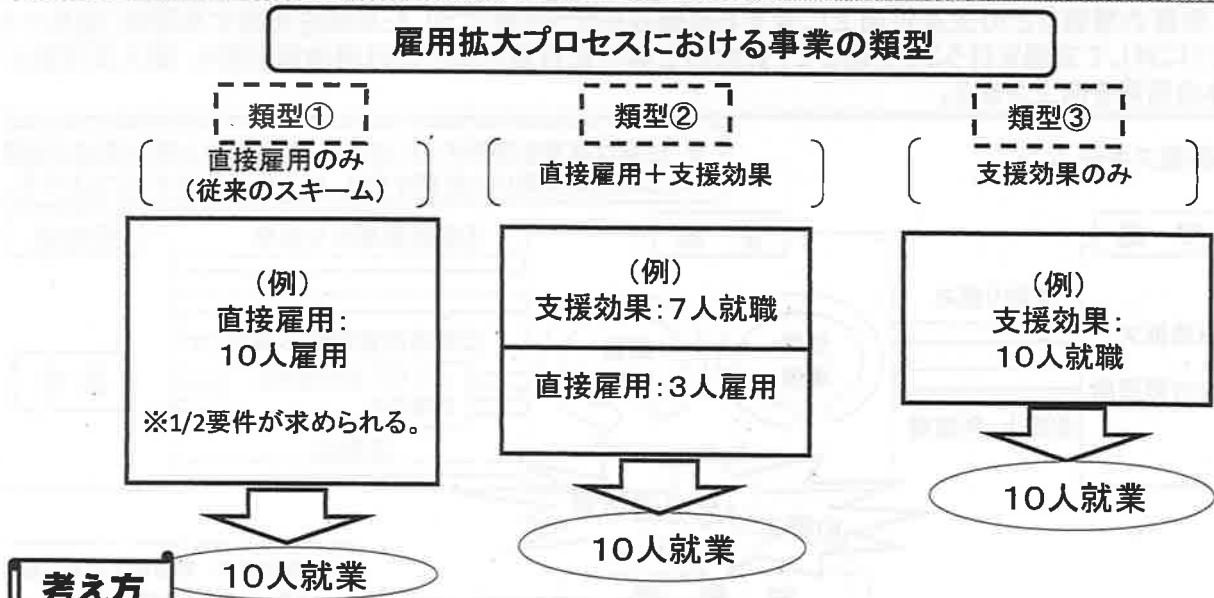
**<雇用拡大プロセス>(再掲)**

未就職卒業者や、結婚・出産による離職から再就職を希望する女性求職者等の失業者に対して、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業

※ 失業者の雇入れを伴わずに実施するものを含む。

**考え方**

- 失業者の雇入れを行わない事業も実施可能とし、失業者の雇入れを伴う場合でも、人件費割合2分の1以上を要件とはしない。(要件とする場合もあるので、後述参照。)
- 委託事業ごとに、事業目標値を含んだ「人材育成・就業支援計画」を策定し、これに基づき事業を行うこととする。
- 雇用拡大プロセスに係る事業の事業目標指標は、失業者・求職者の雇用、就業数とすること。
- 都道府県は、個別の事業の目標の達成状況をフォローアップし把握することにより、都道府県全体として目標達成状況を把握することとする。



**考え方**

[類型①の場合] 事業費に占める失業者に向けられる人件費の割合が1/2以上とすること。  
 [類型①、類型②の場合] 直接雇用する失業者の賃金は、地域における賃金水準を勘案して適切な水準に設定すること。  
 [類型②、類型③の場合] 支援効果による成果1人あたりに係る事業費は、地域の自治体等で行われている類似の他の事業等と比べて、著しく高額とならないように留意すること。  
 各都道府県におかれては、「成果一人あたりの事業費は〇〇万円とする」など事業費の上限を設定していただきたい。

## 処遇改善プロセス

**ポイント3: 処遇改善プロセスに取り組む民間企業等は事業の実施にあたり、定量的な目標や実施する対策等について「処遇改善計画」を策定すること**

**<処遇改善プロセス> (再掲)**

非正規労働者の正社員化や販路拡大等の事業者の取り組みを支援することにより、在職者の賃金引上げ等の処遇改善を図る事業

**考え方**

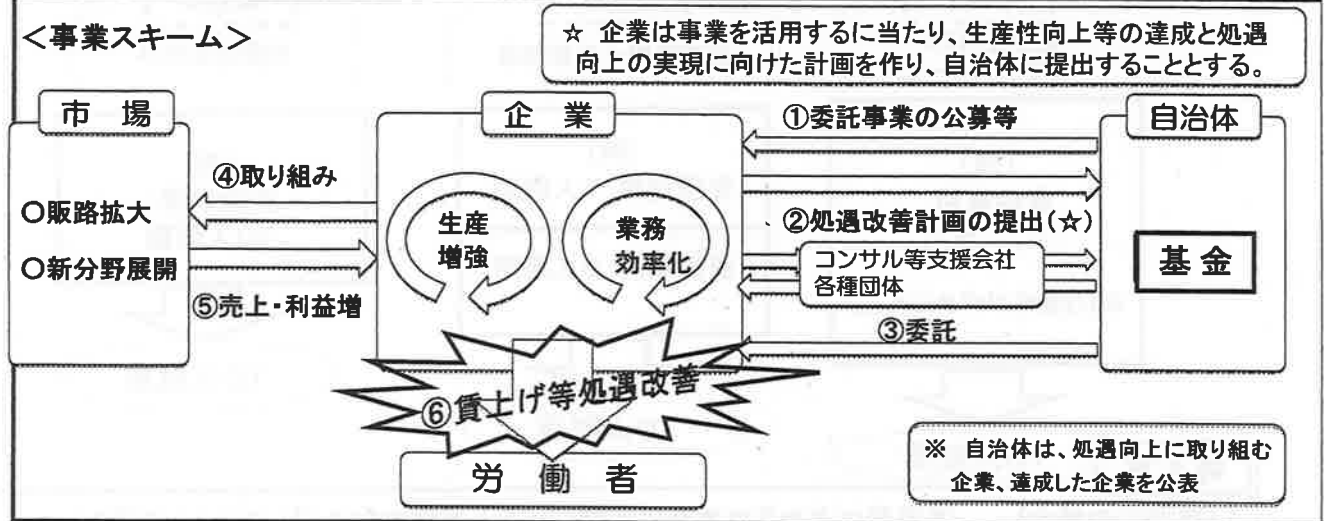
- 委託事業ごとに、事業目標値を含んだ「処遇改善計画」を策定し、これに基づき事業を行うこととする。
- 処遇改善プロセスに係る事業の事業目標指標は、賃金の上昇、正社員転換の人数、定着の向上、その他在職者の実質的な収入増を伴う処遇改善に資する指標とする。
- 都道府県は、個別の事業の目標の達成状況をフォローアップし把握することにより、都道府県全体として目標達成状況を把握すること。

# 賃金の上昇等処遇改善に資する取組みについて

機密性2

○ 生産力増強などの生産性向上に資する取組みを行う企業(こうした取組を支援する団体、企業を含む)に対して支援を行うことを通じて、賃金の上昇や正社員化などの処遇改善を図り、個人又は家計全体の所得を向上させる。

## <事業スキーム>



## ( 企業の取組みの例 )

- 生産力増強、生産性向上
  - 販路拡大
  - 新分野進出
  - 異業種連携
  - グローバル展開
- など、利益を増大させ賃金配分の原資をつくる取組

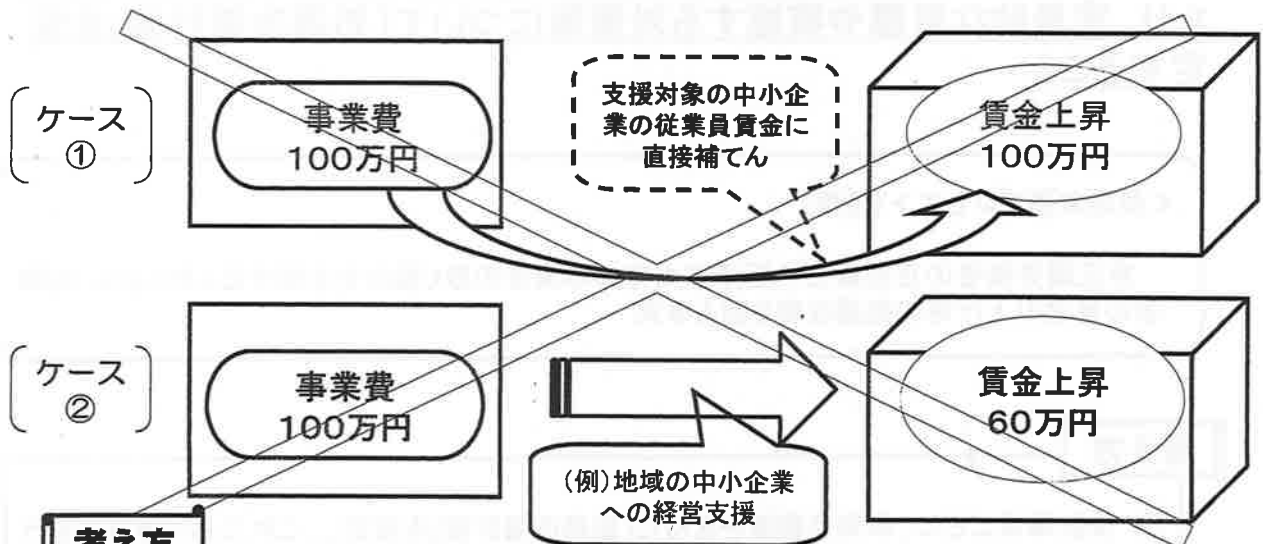
## ( 処遇向上の例 )

- 賃上げ(一時金含む)
- 正社員化
- 新入社員の定着率向上
- その他福利厚生充実

# 処遇改善プロセスの成果の考え方について

機密性2

## <不適切な事業計画の例>



## 考え方

[ケース①]

本事業の事業費を、直接在職者への賃金補てんに用いることはできない。

[ケース②]

事業費と成果はバランスのとれたものとする。成果に比して事業費が過大とならないこと。

各都道府県におかれては、「支援対象の企業の売上の〇〇%とする」など事業費の上限を設定していただきたい。

## その他①

**ポイント4:委託先は、民間企業、シルバー人材センター、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等とする**

※ 従前どおり。

**ポイント5:委託費により発生した収入があるとき、以下の場合はその返還を要しない**

- ① 受託者が、自助努力により、契約期間終了後も事業を継続し、契約期間において雇用した労働者の1/2以上を継続雇用する
- ② 処遇改善プロセスに係る事業の受託者が、委託費により発生した収入を用いて、受託者の従業員の処遇を改善する

### 考え方

○ 雇用拡大プロセスの事業については①、処遇改善プロセスの事業については②に該当する場合、委託費により発生した収入の返還を求めないこととする。

## その他②

**ポイント6:雇用拡大プロセスの雇用型事業において、新規雇用する労働者の雇用期間は1年以内とし、更新不可とする**

**ただし、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者の場合、更新を可能とする**

### 考え方

○ 震災等緊急雇用対応事業及び事業復興型雇用創出事業については、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県について延長することとしたことに伴い、複数回更新を可能とする対象者を規定。

**ポイント7:所得拡大促進税制の適用を受けている事業所は、処遇改善プロセスのうち、賃金上昇を目標とした事業の支援対象にはならない**

### 考え方

○ 助成金との併給調整を行うこととしていること等から、所得拡大促進税制に係る税額控除の適用を受ける事業所は、処遇改善プロセスのうち賃金上昇を目標とした事業の支援対象とすることは不適切である。